

令和4年12月12日

岐阜県発注建設工事の入札における 建設業法施行令改正への対応について

1 改正概要

「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」の公布により、技術者の専任配置及び監理技術者の金額要件が変更されます。
（令和5年1月1日施行）

【改正内容】主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負金額（下限）

	改正前	改正後
建築一式工事以外	3,500万円	4,000万円
建築一式工事	7,000万円	8,000万円

【改正内容】監理技術者の配置を要する下請契約の総額（下限）

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4,000万円	4,500万円
建築一式工事	6,000万円	7,000万円

2 技術者の取扱い

改正に伴い、岐阜県発注の建設工事における技術者の取扱いについては以下のとおりとします。

- 令和4年12月31日までは、改正前の金額要件にて入札公告及び入札執行通知を行います。令和5年1月1日以降は、改正後の施行令が適用されるため、請負契約の時点にかかわらず、全ての工事について改正後の金額要件を適用します。
- 従って、「配置技術者の専任」及び「監理技術者（特例監理技術者）の配置を要する下請契約の総額」について変更したい場合は、令和5年1月1日以降に任意様式にて発注者に協議を行ってください。
- なお、既に施工している工事についても同様の取り扱いとします。

問い合わせ先：岐阜県県土整備部技術検査課入札制度係 058-272-8504（直通）